

事業再生

事務所データはP46に

奥野 善彦	TEL: 03-3274-3805 eMail: okuno@okunolaw.com
藤田 浩司	TEL: 03-3274-3805 eMail: fujita@okunolaw.com
栗澤 方智	TEL: 03-3274-3805 eMail: awazawa@okunolaw.com
小池 良輔	TEL: 03-3274-3805 eMail: ryosuke.koike@okunolaw.com

社会正義を貫き90年——今も、そしてこれからも、すべてのステークホルダーに尽くす

愚直なまでに誠実に 至誠で裏打ちされた創意と工夫



数々の大型倒産事件を受任し事業再生を成功させてきた奥野弁護士

1924年に「奥野彦六法律事務所」として創設された奥野総合法律事務所・外国法共同事業は今年創設90周年を迎える。所長の奥野善彦弁護士(以下、奥野

所長)は、数々の著名な倒産事件を手掛け企業を再生し、04年から09年まで株式会社整理回収機構の社長を務めた。所長を筆頭に理想とその実現に向けた実行力が、所属する全弁護士に息づいていることが伝わってくる。

シェル石油(現・昭和シェル石油)勤務後に弁護士となった奥野所長は、同社からガソリンスタンドなどを経営する特約店の債権回収業務を任された。他の多くの弁護士が競売により債権回収率が30~40%にとどまっていた中で、貧窮した特約店を本業に集中させて再生させることで、将来的に100%の債権回収を目指す手法を手がけていく。

「石油販売事業ではなく、他のビジネスに手を出して失敗したために破綻した特約店が多くありました。ですから以前のように石油事業に注力すれば、再び事業は軌道に乗ると考えたのです」(奥野所長)。

シェル石油の社員を特約店に派遣させ、半常駐体制で債務者とともに再生にあたるなど、現場の経営改革も含め事業の再生を進めていき、次々と結果を出していく。



副所長の藤田弁護士自身も、数多くの事業再生を手掛けてきた

「債権者は販売網を減らさずに済みますし、事業が軌道に乗れば債権が100%戻ってくるから当然喜びます。一方、債務者は事業を継続できますし、従業員

が職を奪われることもありません。さらに消費者は以前と変わらず石油を購入できる。このように事業再生とは、社会的な意義の高い素晴らしい手法だと実感しました」と奥野所長は当時を振り返る。

2000年前後、当時は実現不可能と言われていた金融機関の再生も、奥野所長は成功させる。負債総額は2兆3000億円。裁判所は奥野所長を管財人に指名した。すると、そのわずか3カ月後に世界的大企業への事業譲渡を実現し、グループ会社や子会社の再生も果たした。他にも、窮境に陥った金融機関の再生に携わった例は数多い。「企業が存続すれば国には税金が入りますし、雇用も維持されます。地方企業の場合には地域住民が株主や債権者になっている場合が多いので、地域住民のためにもなる」と、すべてのステークホルダーに利益が還元される“事業再生”を貫く姿勢を、奥野所長は何度も強調した。

事務所員全員が理念を共有

このような奥野所長の仕事に対する姿勢は、同事務所の他の弁護士にも受け継がれている。

「当事務所は、再生事件といっても、債務者の代理人と



債権者の代理人として再生事件に関わることも多いという栗澤弁護士

して携わる場合もあれば、債権者やスポンサー企業からの依頼を受け、それぞれの代理人やアドバイザーの立場で行動する場面もあります。ただ、どのよう

な場合でも、当事務所の弁護士は、債務者企業の再生を通じて、すべてのステークホルダーがWin-Winになることを目指して考え抜きます。債権者だけが債権を回収して一人勝ちするとか、スポンサーが債務者や債権者を殊更に犠牲にしつつキャピタルゲインを増やすといった、一部の関係者の利益のみに偏った処理をすることはありません。だから、どのような立場に関わっても、他のステークホルダーから“奥野事務所ならば安心ですね”と信頼されるのです」(栗澤方智弁護士)。

ただ、そこには特別な策や技があるわけではなく、弁護士の信念に照らして最善と信ずる道を、関係者をまわり誠意を持って真摯に説得していただくと弁護士たちは口を揃える。

「当事務所では、『志をもって事に当たる』『愚直なまでに誠実に』『創意と工夫を尽くす』といった信条のもと、弁護士とスタッフが丸くなって事件処理に当たっています」と小池良輔弁護士は語る。奥野所長の手法や理念に感銘を受け、当初の任官志望を変更して弁護士を志したという。

再生に際し、まずはどのような哲学で企業を再生に導くのか、そのストーリーを描き、それを着実に実行していくのが同事務所のスタイルだ。

事業再生とは倒産法を理解していればできるというのではなく、さまざまな利害関係や法律问题が複雑に絡み合うため、会社法務、知的財産法や労働法から借地借家や個人の相続の問題まで、多種多様な案件の経験がなければ対応できないという。

「1人の依頼者が救えなくて事業再生のような複雑な案件は扱えない、というのが当事務所の考えです。そのため当事務所の弁護士は事業再生や企業法務に限らずさまざまな案件を手がけますし、特に大規模案件の場合には、得意分野を持つ弁護士が協力し解決に導く体制を整えて

います」と、副所長を務める藤田浩司弁護士は事務所の体制を説明する。

過半数の同意で満足という考えはない 常に全債権者からの同意を目指す



小池弁護士は、事業再生の現場では役職員の士気向上も弁護士の役割と心掛けている

近年、債務者が不当な再生を図ろうとする事案において、特に債権者からの依頼による、訴訟を通じた詐害行為の是正などの案件が増えてきたそうだ。他

方で、同事務所が債務者の代理人として再生事案を手がける場合には、民事再生であっても「過半数の同意が取ればいい」という考えを持つ弁護士はいないという。

「たとえ返済率が低くても、全債権者の同意を得る意気込みで毎回仕事に臨んでいます。実際、裁判所からも同意率が高いと評価されています」(藤田弁護士)。

さらに、このような事業再生の現場から得た破綻企業の特徴や事業の立て直しなどの知見を、守秘義務に反しない形で顧問先企業に“転ばぬ先の杖”として助言しているという。

事業再生に対するビジョンの共有と実行力、そして事業再生から得た深い知見こそが、奥野総合法律事務所・外国法共同事業の実績と歴史が培った最大の強みだ。

Profile

おくの よしひこ
中央大学卒業。64年までシェル石油(株)に勤務。66年弁護士登録。04年~09年まで(株)整理回収機構代表取締役社長。(株)日本リース・(株)日本リースオートの管財人など数々の倒産事件を手がける。

ふじた こうじ
一橋大学法学部卒業。89年弁護士登録。89年奥野法律事務所入所。2014年副所長就任。(株)日本リース・(株)日本リースオートの管財人補佐・代理、東亜興業(株)の管財人など数々の倒産事件を手がける。

あわざわ まさのり
東京大学法学部卒業。01年弁護士登録。01年奥野総合法律事務所入所。06年~08年まで(株)日本政策投資銀行法務・コンプライアンス部出向。

こいけりょうすけ
東京大学法学部卒業。04年弁護士登録。04年奥野総合法律事務所入所。